

6-12 建築物省エネ法に係る性能向上計画認定・認定表示制度

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成28年4月1日施行）

1. 制度の概要

(1) 性能向上計画認定制度とは？（法第34条）

新築及び省エネ改修（増築・改築、修繕・模様替え、空気調和設備等の設置・改修）を行う場合に、所管行政庁から誘導基準に適合している旨の認定を受けることができます。なお、申請受付は工事着工前のみです。着工後の申請はできません。

(2) 認定表示制度とは？（法第41条）

住宅・非住宅を問わず、既存の建築物の省エネ改修時等において、建築物の所有者は建築物が省エネ基準に適合している旨を所管行政庁に申請することができます。この申請による認定を受けた建築物はその利用に関する広告等について、認定を受けた旨の表示（基準適合認定マーク）をすることができます。ただし、認定表示制度については建築物全体の認定のみです。

なお、申請受付は工事完了後となります。（本制度は令和6年度末をもって廃止の予定です。）

2. 認定基準の概要

認定の基準は下記の通りです。

- ① 建築物のエネルギー消費性能基準
- ② 基本方針
- ③ 資金計画

詳細は国土交通省のホームページをご覧ください。

3. 認定を受けるには？

認定を受けるための申請書等は、国土交通省のホームページでご確認の上、作成をお願いいたします。申請は、申請書等のほか、以下の書類を添付の上で正副2部提出してください。

- ① 委任状（代理者を立てた場合、自署が必要。自署に替えて押印でも可。）
- ② 技術的審査適合証、又は、設計住宅性能評価書の写し
- ③ 確認済証の写し（性能向上計画の場合）
- ④ 工事完了報告書の写し（認定表示制度のみ）

適合証等について、認定表示では「建築物全体」が基準を満たしている必要があります。

4. その他

- ・ 延べ面積が10,000㎡を超える建築物については東京都にご相談ください。
- ・ 詳しい内容や提出に用いる様式については、国土交通省や区のホームページをご覧ください。
- ・ 令和4年10月1日、11月7日の改正法施行に伴い、評価方法や基準の変更・引上げが行われました。申請様式も変更されましたので、ご注意ください。

担当	都市整備政策部 建築審査課 設備審査担当 電話番号 03-6432-7170 ファクシミリ 03-6432-7985
----	---